

1 身体障がいのある人等に対する受験特別措置の内容

身体に障がい等のある受験者には、受験者からの希望により【表 1】～【表 4】に掲げる特別の措置を行います。

【表 1】視覚障がいのある人

特別措置の対象となる者		特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）				
		措 置 す る 事 項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項
		解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
日常生活で点字を使用している者(注) 1		点字による解答(注) 2	1.5 倍	別室	点字問題冊子 点字用解答用紙	- CD 試験問題の併用（注）4 - 試験会場への乗用車での入構
上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が 0.15 未満の者		文字による解答(注) 3	1.3 倍	別室	文字解答用紙	- 拡大文字問題冊子の配布（注）5 - 拡大鏡等の持参使用 - 窓側の明るい座席を指定
上記以外の視覚障がいのある人	比較的重度のもの	文字による解答(注) 3	一般受験者と同じ	別室	文字解答用紙	
	上記以外のもの	な し（一般受験者と同じ）				

(注) 1 出題形式は、点字による出題とする。

点字解答に必要な点字器等については持参使用すること。

(注) 2 「点字による解答」については、正解とする点字をつぶす方法、正解とする数字を点字で表示する方法のいずれかを選択できる。

(注) 3 「文字による解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。

(注) 4 音楽 CD 再生機又は視覚障がい用 CD 読書機を持参使用すること。

(注) 5 「拡大文字問題冊子」とは、文字の拡大率が一般試験問題の 1.6 倍（面積倍率 2.7 倍）の大きさの冊子である。

【表 2】聴覚障がいのある人

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）				
	措 置 す る 事 項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
両耳の平均聴力レベルが 100 デシベル以上の者	な し（一般受験者と同じ）				・ 手話通訳の付与 ・ 注意事項等の文書による伝達（注）1 ・ 座席を前列に指定 ・ 補聴器の持参使用
上記以外の聴覚障がいのある人	な し（一般受験者と同じ）				・ 注意事項等の文書による伝達（注）1 ・ 座席を前列に指定 ・ 補聴器の持参使用

（注） 1 「注意事項の文書による伝達」とは、試験室で監督員が口頭で指示することをその都度文書にして配布するものである。

【表 3】肢体不自由者

特別措置の対象となる者		特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項
		措 置 す る 事 項				
		解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者		チェックによる解答 (注) 1	1.3 倍	別室	チェック解答用紙	・ 介助者の付与 (注) 2 ・ 特製機の持参使用 ・ 車いすの持参 ・ つえの持参使用 ・ 試験会場への乗用車での入構
両上肢の機能障がいがある著しい者						
下肢の機能障がいにより歩行をすることができない者又は困難な者		な し（一般受験者と同じ）				
上記以外の肢体不自由者	比較的重度のもの	チェックによる解答 (注) 1	1.3 倍	別室	チェック解答用紙	
	上記以外のもの	な し（一般受験者と同じ）				

（注） 1 「チェックによる解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えてチェック解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。

（注） 2 「介助者」とは、試験室において受験者の介助を行う者のことである。

【表 4】 その他病弱者等

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）					受験者からの希望により特別に措置が認められる事項
	措 置 す る 事 項					
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの		
慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態で6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	な し（一般受験者と同じ）				・ 別室の設定 ・ つえの持参使用 ・ 試験会場への乗用車での入構	

2 特別措置申請の方法

身体障がいのある人等に対する受験特別措置を希望する方は、受験申込書の所定の項目に必ず記載してください。受験申込書受理後、特別措置申請に必要な下記の様式を送付いたします。

- （１） 「身体障がいのある人等受験特別措置申請書」（様式１）
- （２） 医師の診断書（様式２～５）

受験特別措置による種類	提出する書類
視覚障がいのある人で点字による解答を希望する者	「診断・意見書」（様式２）又は「身体障害者手帳の写」
聴覚障がいのある人で受験特別措置を希望する者	「診断・意見書」（様式３）
強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で試験時間の延長（１．３倍）を希望する者	「診断・意見書」（様式２又は４）
身体に障がい等のある者で上記以外の受験特別措置を希望する者	「診断・意見書」（様式２、４又は５） ※ 視覚障がいのある人は様式２ ※ 肢体不自由者は様式４ ※ 病弱者は様式５

3 受験特別措置の決定通知

決定した特別措置は、受験特別措置を希望した者に通知します。

特別措置の通知書は、受験票と同じく試験当日試験場に持参してください。